

# 近世対馬沿海の漁業と越境行為

## —朝鮮海密漁と対馬藩の西目持規制—

木 部 和 昭

### 1 はじめに

近世対馬の漁業史に関しては、宮本常一の『対馬漁業史』を中心とした諸研究<sup>1)</sup>の他、羽原又吉の『日本漁業経済史 上巻』<sup>2)</sup>でも分析がなされており、研究史が豊富な分野である。しかし、こうした先学の諸研究以降、対馬宗家文庫の整理が進展し、対馬藩の藩政文書によって、さらに詳細にこの対馬漁業史にアプローチすることが可能になった<sup>3)</sup>。本稿ではとりあえず、先学の諸研究を道標としながら、朝鮮との国境を管理する対馬の地域性との関連から、対馬漁業史を再考してみたい。

近世対馬漁業の最大の特徴は、豊富な漁場を有するにも関わらず、他国漁民の入漁によってその大部分が担われていた点にあった。これは対馬における食糧自給率の低さに起因しており、島民は農業を主たる生業として穀物生産に従事することを藩によって強制されていた。対馬島民による漁業は、海付村落で地先海面を利用した採藻・磯持などが部分的に行われるに過ぎず、専門的漁業、すなわち大規模な資本や高度な技術を必要とする漁業は、すべて他国からの入漁者によって行われ、藩はその利益の一部を吸い上げることで、漁業資源の有効活用を図っていたのだった。近世初期には曲海士・佐野網（和泉国佐野）などの他国からの漁民が、中後期には九州北部や中国地方

1) 宮本常一著作集（未来社）第28巻『対馬漁業史』（1983年）の他、同第20巻『海の民』（1975年）所収の「佐野網の変遷」「対馬の漁業制度」「対馬の漁業展開」「豆敷の漁業」「鰯浦の沿革」などがある。

2) 第二篇第二章「九州西北海漁業の特殊相と普遍相」（岩波書店、1952年）。

3) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵・宗家文庫。以下、「対馬宗家」と略記する。

からの漁民が、それぞれ大挙して対馬に来島し、対馬における漁業の担い手になっていった<sup>4)</sup>。

その一方で、対馬藩は幕藩体制下の日本における朝鮮国への唯一の窓口としての性格も有していた。国境の島としての対馬は、朝鮮との通交・貿易を排他的に独占することが政治的・経済的な存立基盤であり、国境管理・通交統制を厳格に実施する必要があった。朝鮮への渡航は、基本的に対馬藩の関係者に限定されていたが、藩内人・藩外人を問わず密航取締が鎖国下の日本において重要であったことは言うまでもない。また、朝鮮との密貿易（潜商）も頻繁に発生しており、この取締も対馬藩の大きな課題であった。ゆえに対馬藩では朝鮮航路に対する監視を強化していたのだが、その近海に他国からの漁船が多数入漁することは、国境管理・通交統制上、決して好ましい事態ではなかったはずである。

この相矛盾する二つの要素が、如何にして共存していたのか。そうした事態の中で「越境行為」が行われることはなかったのか。こうした点について、以下、管見の限りで検討を加えていくことにしたい。

## 2 近世期における朝鮮海密漁の伝承

近世日本において、朝鮮への密航は鎖国を犯す重大な国禁であった。しかし、対馬出漁漁民の中には、それを承知で朝鮮近海に密かに出漁していたとする「伝承」が存在する<sup>5)</sup>。いずれも明治時代以降に漁民等が口述したもので、それを裏付ける史料は存在しない。ただ、本稿の目的から見て看過できない伝承と思われるので、まずこれを取り上げておきたい。

こうした伝承の中で最も具体的なものは、木京睦人が紹介した長門国阿武郡玉江浦のケースである<sup>6)</sup>。木京は、明治28（1895）年の内国勸業博覧会審

4) 前掲した宮本常一の研究の他、長郷嘉壽「対馬八郷の人々」（長崎県立対馬歴史民俗資料館『対馬くらしの資料展目録』、1988）、『峰町史』（長崎県上県郡峰町、1993）の長郷氏執筆部分を参考にした。

5) 吉田敬三『朝鮮水産開発史』（朝水会、1954）106～108頁。

6) 木京睦人「山口県の朝鮮沿海漁業調査」（『山口県地方史研究』86号、2001）

査報告から、天保元（1830）年に暴風に遭遇した玉江浦の漁船の内、一隻が朝鮮国慶尚道絶影島沖に漂流したことを契機に、同浦からの朝鮮海出漁が始まったとする伝承を提示している。これに関しては、同じく木京が紹介した明治42（1909）年9月25日付の『防長新聞』にも同様の記事があり、具体的なため、以下に掲げてみよう<sup>7)</sup>。

### 韓海通漁状態

#### △漁民通漁の年代

本県（山口県）漁民は寛政二年以来韓海に出漁せしものの如きも、其漁業地の如きは判然とせず、降て天保五年二月阿武郡玉江浦の鱻鯛延縄船は対馬沖合に出漁中南方の暴風に遭ひ、漂流して慶尚南道絶影島に漂着し、茲に鯛釣漁業を試みしに意外の漁獲あり、一旦対馬に帰航し三隻の漁船と相携へ絶影島沿海に於て操業し大に魚利を博し、翌年同浦より三十五隻を率ひ対馬を根拠として漁業に従事せり、蓋し是れ本県民の韓海に出せる起源とす、是より年々多少の消長ありしと雖ども其の事蹟の明瞭なるもの甚だ尠し（後略）

絶影島は釜山の南の湾口に位置する島である。内容的には、明治28年の内国勸業博覧会審査報告の記事とほぼ同じだが、絶影島に漂流した年代が一方は天保元年、一方は天保5年2月と相違しており、この辺に伝承の不确实要素がうかがえる。いずれも対馬藩の記録で確認できず、むしろ、絶影島に日本人が漂着した事件も報告されていない。

ただ、対馬への出漁が密漁の契機となり、その後も対馬を拠点に密漁に従事していたという記述は興味深い。また、その漁法である鱻鯛延縄漁・鯛釣漁は、沖合漁業であるため、朝鮮近海での密漁という行為が可能であり、その信憑性のある意味裏付けている。ちなみに、玉江浦は、同じく長門国阿武郡の鶴江浦（いずれも萩近郊の浦）とともに鱻釣漁法で著名であったが、鶴江浦でもまた同様の伝承が残っている。また、同じく鱻釣漁で著名であった

7) 『防長新聞』は山口県立図書館所蔵。山口県近代史研究会における木京の報告「山口県の韓海漁業について」で紹介されたものである。

豊後国北海部郡佐賀関の漁民に関しても、安政期以降、朝鮮近海の鱣の好漁場へ通漁した伝承があり、共通した要素を見いだすことができる<sup>8)</sup>。

ところで、前掲の新聞記事によれば、玉江浦以外で、寛政2(1790)年頃から防長(山口県域)漁民の韓海出漁が見られたといわれているが、詳細は定かでない。可能性としては長門国豊浦郡の漁民が考えられる。というのも、大正4(1915)年編纂の『山口県豊浦郡水産史料』に、この地方の者が享和年間(1801~03)より朝鮮近海へ通漁していたという伝承を載せているからだ<sup>9)</sup>。豊浦郡は、防長両国の中で最も早くなおかつ大規模に対馬出漁を行っていた地域であった。その大部分は大敷網などを中心とする定置網漁業で、当然ながら密漁という行為には不向きである。ただ、延縄漁・釣漁で対馬出漁を実施していた安岡浦などもあり、朝鮮近海に進出したとすればこうした類の漁船であったと推測される。

安芸国にもまた釣漁に関する密漁伝承があり、明治26(1893)年の『朝鮮通漁事情』に「朝鮮出稼漁業ノ起原沿革」として紹介してある<sup>10)</sup>。安芸国漁民の対馬出漁が盛んになったのは、文化年間(1804~17)頃からといわれるが<sup>11)</sup>、その主体は釣漁であった。そうした安芸国漁民の一人、安芸郡仁保島の山村屋政右衛門は、1830年代頃から鱸・鯛の釣漁のために年々対馬へ赴いていたが、ある時、鯛の漁場としては対馬沿海よりも朝鮮国釜山近傍の方が豊富であることを発見し、以後、専ら釜山近海で鯛漁を実施したという。

以上、管見の限りでの朝鮮海密漁の伝承を挙げてきた。いずれも史料的裏付けのない「伝承」であるから、当然、これをそのまま鵜呑みにはできない。ただ、本稿の目的である対馬漁業と越境行為の問題を考える場合、これらの伝承は、次に掲げるような、いくつかの手がかりを提供してくれる。

8) 羽原又吉『近代漁業経済史 下巻』(岩波書店, 1957)。原典は後掲の『朝鮮通漁事情』。

9) 楠美一陽『山口県豊浦郡水産史料』(1915, 後にマツノ書店より『山口県豊浦郡水産史』の題で復刻)。

10) 関沢明清・竹中邦香編『朝鮮通漁事情』(団々社書店, 1893)

11) 宮本前掲書『対馬漁業史』109~119頁。

①まずこれらの伝承で重要なのは、すべてが対馬出漁を契機としている点である。対馬への出漁が見られた地域の中に、これら五つはすべて含まれている<sup>12)</sup>。朝鮮近海密漁は、対馬出漁と密接に結びついて、いわばその発展形態として発生していたと見れるのである。

②同じく共通点としては、いずれも釣漁もしくは延縄漁を行う漁船であった点が指摘できる。これらの漁法は、比較的沿岸部で実施される地引き網や定置網（敷網・大敷網など）漁業と異なり、特に陸上に施設（魚見など）を必要とせず、遙か沖合の広大な漁場を遊弋しつつ魚を釣り上げる漁法であった。また延縄漁などは夜間出漁するが多かったことも考えれば、対馬藩にとっては最も取締が難しい、裏を返せば、最も密漁の余地が大きい漁法であったといえる。こうした共通性は、密漁伝承があながち荒唐無稽なものでなかったことを示唆している。

したがって、以下では②の特徴、すなわち釣船・延縄船漁に着目して、対馬漁業を見ていくことにする。

### 3 釣船・縄船漁と西目持規制の特徴

#### (1) 対馬における釣船・縄船漁

対馬藩の漁業関係史料<sup>13)</sup>を見ると、釣船・縄船漁とそれ以外の諸網漁とは、その取り扱いが異なっていた。一般に対馬に入漁する際、厳原城下の六十人<sup>14)</sup>や町人を「問屋」として、彼らの名義で入漁申請を行う場合が多かったが、対馬の村名義で申請を行ったり、他国からの入漁者が直接申請を行う事例も存在した。ただ、地先海面を利用する採藻・磯持など対馬沿岸各村の

12) 羽原前掲『日本漁業経済史 上巻』118頁。

13) 対馬宗家文庫の漁業関係史料として、直接漁業を監督する部局であった海漁方および御浦奉行所関係の記録（対馬宗家・記録類Ⅱその他M海漁方、なお海漁方記録の一部は韓国国史編纂委員会所蔵対馬島宗家文書にも含まれている）と、海漁を管轄する役所であった御郡奉行所の「御郡奉行所毎日記」（対馬宗家・日記類・御郡A d）を主として利用した。

14) 対馬藩の特権的町人で、町人の上位に位置する。

漁業を除けば、藩への申請・認可を経なければ他国人の漁業が実施できなかったのはいずれの場合も共通している。認可の引き替えに、藩は運上銀などの租税収入を得ると共に、漁場における利害調節を行っていたのである。

そうした際、大敷網などの定置網、鰯網などの地引網などは、「請浦」という形での申請・認可が行われた。これらの漁法は、限定された海面を専用漁場として使用するため、何々浦村何々崎沖海面で何網漁を「請浦」する、という形態がとられたのである。これに対して、釣船・縄船の場合は、特定の海面で漁をする訳ではなく、沖合を広範囲に遊弋しながら魚を釣り上げる形態であったため、出願と認可は異なっていた。それは簡単に言えば、海域の指定と「据浦」（初期には「居浦」ともいう）の指定という二つの要素から成り立つものであった<sup>15)</sup>。典型的な記事を次に掲げておこう<sup>16)</sup>。

史料（一） 六十人 熊田孫次郎

右者長州内より鯛縄漁船式艘曳下居候処、昨今北風勝ニて前日持難相成令難儀候付、伊奈郷志多留村据浦ニして十月中カ迄西目持御免之儀願出、事情無余儀相聞候付願之通十月中カ迄、尾崎郷崎より伊奈崎迄之間、西目持差免候、此旨可被相達候、以上

(天保6, 1835年)

八月十九日 御郡支配

御郡奉行所（その他の宛先省略）

この史料は六十人・熊田孫次郎が、長州の鯛縄船を曳下げて（雇い入れるの意）、当初は前目（後述）で操業させていたが、北風がちのため不漁となり、改めて尾崎郷崎～伊奈崎間の海域での操業を願い出たものである。別掲の「対馬近海西目持漁業参考地図」でその範囲を見ればわかるように、非常に広範囲かつ大まかな海域指定であった。また、「据浦」は、伊奈郷志多留村となっているが、これは出漁拠点としての性格を有するものである。すな

15) 請浦・据浦の相違は、原則として本文の記述通りだが、一部の史料では両者の混用も見られる。

16) 対馬宗家・記録類Ⅱその他M海漁方2「海漁記録」。

わち、広域の海面で漁を行う釣船・縄船は、据浦を母港とし、ここに納屋場などを設け、宿泊や物資調達を行ったのである。船の出入りの際の積荷・人数等の検査もこの据浦で行われ、漁船はみだりに据浦以外に入港することは禁じられていた。

ここで「前目」・「西目」という用語が登場する。「前目」は、狭義には府中（厳原）沖を指す場合も見受けられるが、一般に対馬島東側の対馬海峡側の海域・沿岸を示す「東目」と同義とみられる。「西目」はその対義語で、対馬の西側、朝鮮海峡側の海域・沿岸を指している。西目における釣船・縄船の操業（西目持という）は、基本的に規制される場合が多く、東目（前目）持が原則であった。史料（一）の場合も、北風がちで不漁であるという事情を考慮して、特別に西目持の認可を与えるという形式がとられている。こうした西目持の規制は、諸網漁にはほとんど見られず、釣船・縄船等の沖合漁業に対してのみ確認される。

西目が朝鮮に向かって広がる海域であったこと、釣船・縄船漁が定点で行われる海漁ではなく、沖合の広範囲で実施される漁法であったこと、これらの点を考慮すれば、西目持規制が、朝鮮との通航管理・統制という対馬藩の課題と密接不可分のものであった事は容易に推測できる。宮本常一の研究でも、こうした西目持は朝鮮との密貿易の温床であったと位置づけられ、故に規制対象となったとされている。本稿の場合、漁船の密貿易への関与については、直接的な史料を管見の限りでは見い出せなかったが、本稿の課題である密漁・越境行為を考察する場合、西目持が非常に重要な問題であるのは間違いないだろう。

したがって、以下、釣船・縄船漁とその西目持に着目し、分析を加える事にしたい。

## （2）初期の釣船・縄船と西目持の成立

管見の限りでは、この種の漁船の存在で最も古いのは、佐野方の長縄船であった。佐野方とは和泉国佐野の漁民集団を指し、朝鮮出兵の際の功績によって、対馬入漁に関する様々な特権が付与された。故に近世初期以来、佐野方

漁民は対馬に盛んに入漁し、優遇される一方で、対馬漁業の発展に大きな足跡を記すことになった<sup>17)</sup>。佐野漁民は網漁だけでなく長縄漁も対馬で盛んに操業した。近世初期の釣船・縄船の記事は、ほとんどが佐野方船で占められている。この他、散見されるのは「あしや長縄船」や、壱岐国や長門豊浦郡安岡浦の烏賊釣船などであった。

次にこうした釣船・縄船の西目拵規制について見ておこう。

寛文期以前の状況については、『峰町史』に記載が見える<sup>18)</sup>。それによれば、正保4（1647）年9月、長縄船が鰐浦の関所近辺にまで出漁して船改めの障害になるため、東目は琴崎以北、西目は郷崎以北への長縄船の通船を禁止する旨の通達が出ている。西目拵規制の濫觴といえるが、郷崎以南であれば西目拵は許容されていた。この禁令も、寛文11（1672）年3月に東目の拵場の北限が西泊浦・泉浦近辺にまで拡大され、同年7月には西目の拵場の北限が伊奈崎～棹崎沖合にまで拡大され、徐々に規制緩和が進められている。

その後、天和4（1684）年8月には、西泊浦～伊奈崎までという対馬北部一帯の東目・西目にまたがる海域での長縄船漁が許可されており<sup>19)</sup>、正保の操業海域禁令は、一旦は完全に撤廃されたと考えられる。

西目での操業規制が再び問題となってきたのは、貞享2（1685）年1月であった。この時には、西目拵漁船が廻浦鯨組の操業に故障を来すという理由で注意が喚起され、同3年9月には、佐須奈関所（朝鮮への渡航地）近辺での縄船操業が問題視されるなどの事態が再び起こっている。特に後者は、朝鮮への通航拠点周辺取締強化に起因していると思われる。一応、操業の許可が出たものの、縄船の人数・積荷等の監視体制強化が条件であったから、国境管理・密貿易取締の面から浮上してきた問題と見て間違いない。

そのためか、この貞享期より西目拵禁止に関する記事が散見されはじめる。まず貞享3（1686）年6月7日、旅船（他国船）の烏賊・鯖釣船の西目入漁

17) 宮本前掲「佐野網の変遷」

18) 前掲『峰町史』671～674頁。

19) 対馬宗家・御郡奉行所毎日記。以下、特に断らない場合はこの史料による。

が却下されているのは、漁船の西目持禁止の初出史料である。その記事は以下の通りである。

### 史料 (二)

一 昨日問屋中罷出、旅漁船西目江烏賊・鯖釣二廻り申度由申上候、依之今日相伺候処ニ、前々よりケ様之旅船西目へハ御通不被成候間、弥不被差免之旨申付候様ニと被仰付、則問屋召寄申渡ス

下線部で「ケ様の旅船」は前々より西目へ通行させていなかったとあるが、その意味するところは、必ずしも明確ではない。というのも、これ以前やこれ以降も、旅縄船の西目持が散見できるからである。したがって、烏賊釣・鯖釣という漁法を用いる他国漁船に限定された西目持規制とみるべきである。これらの漁法は、他と比較して陸から遠く離れた沖合を漁場とし、しかも夜間に操業されていたようなので、藩にとって最も監視が困難だったことが規制の要因と考えられる。

そして元禄期に入り、限定的だった釣船・縄船の西目持規制も、次第に明確な形で実施されるようになっていく。まず元禄2 (1689) 年5月28日、旅縄船・御国縄船 (対馬漁民の縄船) の両者に対して、以後の西目持を差し止めるとする次の通達が郡奉行所から発せられた。

### 史料 (三)

○扇安右衛門ニ御免被成置候御国縄船、阿連口ノ豆酸崎迄西を持候儀、当年ノ被差留候間、其段申渡候様ニと於御屋敷御支配より鶏雉只右衛門ニ被仰付候故、役目所江召寄其段申渡シ右ニ相渡置候御墨附此方江取返候

○旅縄船日運上ニ而伊奈崎ノ綱島迄西目持之候儀当年ノ被差留候付、船改役所江も其段被仰渡候間、郡掛所江茂其旨承届、田舎西目浦々其段相触候様ニと被仰付候

非常に簡略な記事ではあるが、これ以後、約10年ほど、釣船・縄船の操業は東目に限られ、西目持は史料から姿を消すから、この通達が一つの画期であったことは間違いない。この後、同2年12月に浅海六ヶ浦が御日肴漁のため旅長縄船を雇い入れた際の史料でも、「西目之儀長縄船決而御留め被成候、

此船茂西目罷出候事可有之候旨又々吟味仕候様ニと被仰付候」とあり、旅長繩船が浅海（浅茅）湾内から西目の外海へ出ることを警戒している。また、同10（1697）年11月には、西目海での鯉釣漁が出願されたが、これも「西目之儀惣而漁船御通不相成候間、鯉釣之儀不被差免候、就夫此以後とて茂西目釣漁願之儀決而不被仰付候」と禁止している。元禄前半期は、西目持禁止が最も徹底されていた時期といえる。

ここで問題となるのは、この貞享～元禄期になって、なぜ急に西目持禁止という方針が強化されたのか、という点であろう。この点に関しては、「郡奉行所毎日記」だけでは、必ずしも明らかではない。ただ、ある程度の推測を加えれば、それはやはり、潜商（密貿易）取締と密接に関わっていたと考えられる。漁船が朝鮮へ直接渡航して密貿易を行ったとは考えにくいが、「沖買之潜商」の形態<sup>20)</sup>、もしくは密貿易品の受渡・運搬などで関与する余地は十分に考えられる。

実は西目持規制が強化された時期に符合して、対馬藩の朝鮮貿易体制にも大きな変化が見られた。それが田代和生によって明らかにされた「元方役の設置」とそれにとまなう「私貿易の藩営化」である<sup>21)</sup>。元方役は天和3（1683）年に、倭館代官の下に新設された役職で、その業務は当時最盛期にあった私貿易の統制・管轄を行い、それにより私貿易の利潤を藩が掌握しようとするものであった。こうした私貿易の「藩営化」の結果、従来の利権を喪失した貿易商人は少なくなかったはずで、ここに潜商が増加する素地があった。

潜商行為は、国境の島・対馬では全時代を通じて見られたが、貿易に対して藩の規制が強化された時期ほど多発する傾向にあったと推定される。貞享～元禄前半期はまさにそうした時期ではなかったろうか。そして、それとほぼ同時期に、西目持規制が登場してくる事実は、明らかに両者に相関関係があったことを示唆している。潜商に神経質にならざるをえない状況下で、監

20) 陶山鈍翁（訥庵）「潜商之儀被仰上書」（『日本経済叢書』13巻）

21) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、1981）第九章。

視の難しい釣船・縄船が朝鮮方面の海上を遊弋する事態は、藩にとって見れば決して好ましい事ではなかったであろう。

さらに、日朝貿易と漁船の西目持規制に関する時期的符号は、その後も見られた。元禄8（1695）年に幕府が貨幣改鑄を実施したことで、日朝貿易は元禄11（1698）年頃から一転して停滞・減少傾向に転じていく。交易用の銀品位低下に起因する貿易不振であったから、潜商もその埒外たりえず、その発生する可能性も著しく低下することになったであろう。その結果、これと軌を一にして、元禄12（1699）年から再び、釣船・縄船の西目持が免許され始めるのである。また、元禄13年には、縄船西目海海漁運上銀60枚（銀2貫580匁相当）に関する記事が2度も見えるが、これは貿易不振による藩財政窮乏化にともない、漁業税による財政補填という要素が西目持規制緩和の背景にあったことを示唆しているだろう。

### （3）西目持の再開とその特徴

さて、約10年ぶりに佐野長縄船の西目通漁出願の記事が見えるのは、元禄12（1699）年7月6日で、その記事は以下の通りである。

#### 史料（四）

当月五日杉村頼母殿ノ被仰付候ハ、佐野屋六左衛門、町奉行を以頼上候ハ、西目浦江佐野長縄船御通し被下候様ニと願上候、則書付我々江御渡被成候間、郡中吟味仕候様ニと被仰付候故、役目中相談仕御返答申上候趣左ニ写之

#### 口上覚

佐野屋六左衛門願上候佐野釣船西目江通り候義、同役中致僉儀存寄之趣申上候得之由被仰付候、釣船据浦之儀二ヶ所ニ成共一ヶ所ニ成とも被仰付、奉行御下し被成釣船之出入を御改させ被成、風波悪く候間他之浦江乗込候時分ハ其村之下知役ノ相改、別条無之との手形を釣船之者ニ渡、居浦之奉行ニ差出候様被仰付候ハ、別而障申儀者有御座間敷奉存候、御吟味次第ニ如何様とも御極可被遊候、以上

七月六日

御郡奉行所

これは佐野方漁船の間屋である佐野屋六兵衛の西目持出願に対して、郡奉

行所に可否の諮問があった際の回答である。具体的な船数・海域・据浦等は不明だが、郡奉行所では、据浦の指定と奉行を派遣して監視を徹底させれば、支障は無い旨を回答している。そしてこれを皮切りに、以後再び、漁船の西目持が散見される様になった。

ただ、注目せねばならないのは、規制がなかった天和期以前とは明らかに異なる要素を帯びている点である。それは一言でいえば、監視体制の強化であった。史料(四)の下線部はそれを示す記述である。

まず、「据浦」(当初は「居浦」と混用)を一ヶ所ないしは数カ所指定される形式が初めて登場し、以降、縄船・釣船の認可では必ず指定されることになる。これについての説明は、先に一応触れたが、操業時の拠点であり、原則としてこの浦にのみ出入港が許された。これにより各漁船が自由に村浦へ出入りすることが禁じられ、藩による監視・統制が徹底されることになった。海難などやむを得ない場合に据浦以外の他浦へ入港する場合も、各村の下知役のチェックと切手(改済証明書)発行などが規定されている。

次に、「奉行」が派遣され、縄船の出入港改めを行うというのも、これが初出である。「居浦之奉行」とあるように、藩の役人を据浦に派遣し、該当漁船の出漁中はここに滞在させて、常時監視させる役目を担っていた。元禄・宝永期には「釣船奉行」「縄船奉行」と呼ばれている。宝永元(1704)年2月には、藩の手違いで奉行派遣の無いまま、佐野縄船の西目持が実施され、3月にその徹底が郡奉行所に通達された事例が確認される。この「奉行」は、後年になると「改役」「目付」「締方」などの名称に変わるが、釣船・縄船の西目持の際は、以後、必ず派遣されて監視・統制の任に当たった。

元禄12年以降の西目持の条件つき解禁に際しては、これ以外の通行監視体制強化もあわせて図られた。その一つが遠見番所の強化である。元禄12年10月6日、12月12日には、豆靨・椎根・阿連・尾崎の西目方面の遠見番所での昼夜にわたる監視体制強化が徹底されたが、時期的に見て西目持再開の影響がうかがえる。

そうした遠見番所の中でも、特に重視されたのが、西目・東目の境界、す

なわち対馬南端の豆酸崎と北端の豊崎における監視強化と通行規制であった。これは認可を受けた縄船・釣船以外が、西目に紛れ込む事を規制するための措置で、これを徹底しなければ、据浦や縄船奉行などの西目拵監視体制が骨抜きになってしまう可能性を秘めていた。故にこの時期、豆酸崎・豊崎における漁船取締規定が、急速に形成されていったのである。

この点に関しては、元禄13年3月に、郡奉行であった陶山庄右衛門（訥庵）が豊崎郷へ派遣され、西泊浦を据浦とする縄船・釣船漁の実態についての調査を実施し、藩に報告を提出している。豊崎郷西泊浦は、東目海北部における縄船・釣船漁の根拠地であり、北廻りで西目へ通漁することを取り締まるための調査であったと思われる。紙幅の都合で原文は掲げないが、そこには縄船漁の活動の様子が具体的にみえる。まず縄船の漁期は7月～11月頃までで、7～10月は小鯛釣りを西泊の真東の沖で操業し、10月中旬から11月にかけては鯛釣りを泉浦・琴崎間の沖合2～3里で操業していた。西目あるいは朝鮮方面への通漁の可能性があったのは後者である。また、縄船の出入港の際には、村の下知人・肝煎（各村の村役人）がその都度改めを実施していたが、気象条件によって不規則なため、専属の役人でなければ改めの徹底が困難であると、下知人・肝煎が苦情を呈している。ちなみにその操業時間は「出入之儀早キハ夜ル之九ツ時八ツ時ニ出テ、遅キハ七ツ時ニ出テ、風あらく候得ハ昼之内ニ帰り、風なぎ候得者夜之四ツ時・九ツ時ニ帰り候所江、日之日暮ニ出テ翌日之夜明ケニ返リ一昼式夜沖ニ居候事も年中ニ式三度カ四五度カ有之候、打続たるなきニ而無御座候得ハ一昼二夜沖ニ居候事ハ成り不申儀御座候」とあって、深夜から未明にかけて出港し、次の昼～夜にかけて帰港するのが一般的だったようだ。また、天候によっては、基本的には禁止されていた一昼二夜を海上で過ごす場合も発生していた。この種の漁船は、沖合に出てしまえば、視界の範囲内でしか監視できないだけでなく、夜間は陸地からの監視がほぼ不可能になったと思われ、そこに潜商や抜け荷（漁獲物を無許可で他地域に移出する）、西目への無許可通漁などの違法行為が発生する可能性があった。故に藩は、海上に長くとどまることを規制していたの

である。陸上での監視は、西泊浦の下知人・肝煎が担当し、往来切手を照合して出入港時の検査を実施していたが、注目されるのは、入漁時に「御関所御横目衆」にも往来切手を提出して報知が行われている点である。これは朝鮮通行を取り締まる佐須奈横目のことで、朝鮮に近い西泊浦の縄船が警戒の対象になっていたことを示している。

こうした陶山の報告などをもとに、家老・杉村頼母は郡奉行所へ対して、元禄13年7月9日付で以下の西目通行取締規定を交付した<sup>22)</sup>。

### 史料 (五) 覚

(第一条)

一釣船之義豆酸崎を限り西目江不罷越様ニ被仰付置候得共、釣船之者共心得違仕、豆酸崎ニ続候海底之瀬を伝、西目海ニ越申由ニ候、向後弥以豆酸崎之出崎を限り候而西江ハ不罷越様ニ可被仕事

(第二条)

一今度右之通髓ニ境目相極候故、向後山近く漁仕候節ハ境目正敷候得共、遙ニ沖立候而ハ境目を越不越候段、釣船之者共も又ハ遠見<sup>ル</sup>茂不髓ニ候間、遠見<sup>ル</sup>之目中テニハ標木を式本立置候而海上之通りを為見可被申候、釣船之者共<sup>ル</sup>茂豆酸崎を見越し惣体西表之磯際之不見所迄沖立、夫<sup>ル</sup>西江不出様ニ兼而其法可被申付事

(第三条)

一向後縄船之者共豆酸崎<sup>ル</sup>西目海ニ罷越漁不仕候様ニと申付候、乍然為鰯釣罷越候縄船之義ハ地<sup>ル</sup>一里迄之前ニ而山近く漁仕ものニ候故、平ノ崎遠見番所<sup>ル</sup>手近く候而紛敷義無之、殊更十一月十二月両月計之事ニ候間、唯今迄之通り両月ハ心次第漁仕候様ニ可被申付候、勿論右之場所違イ遙ニ沖立遠見<sup>ル</sup>茂不分明所ニ而漁不仕候而不叶事茂候ハ、其節申出御免被成候上ニ而心次第漁仕候様ニ堅可被申付候、尤各<sup>ル</sup>被出候鰯釣船豆酸郷逗留切手之義、十一月十二月此両月を可被限候事

(一条あり、中略)

(第四条)

一西泊浦之縄船茂豆酸同前ニ境目不正之由ニ候間、北ハ豊崎はへのは(注・南風ノ波瀬)を限り西目海ニ不越様可被申付候、是又遙ニ沖立候而ハ境目不

22) 郡奉行所毎日記33, 「海漁 御郡奉行所」(対馬宗家・記録類Iその他M10)。

正候間、はへののはの本山を見越し佐護郷棹尾崎<sup>(ママ)</sup>之不見所迄沖立、夫の西海ニ不罷越様ニ堅可被申付候、且又遠見の之目中テハ各見分被仕豆酸同前ニ可被申付候事

<sup>(第五条)</sup>  
一西泊浦江居申候繩船出入改役之儀、坂本五郎兵衛ニ被仰付候間、向後毎日釣船之出入無懈怠入念相改候様ニ可被仕候、若し風波又ハ故ありて脇浦へ乗候ハ、其所之役目人如何様之義ニ而当浦江乗り申候故船相改候処別条無之由、坂本五郎兵衛ニ宛切手相渡差返し候様ニ仕、居浦江罷帰候節脇浦江乗候次第、其度毎ニ遂吟味候様ニ可被仕候、若し五郎兵衛当痛差合等有之節ハ、肝煎右之通相勤候様ニ可被申付候、且又久田浦ニ居申繩船若風波ニ而豆酸崎を越し西目海浦々江参り申事も可在之候間、左様之節ハ右西泊浦之通ニ可被為仕候、尤府内手近ニ候間各方ニ而毎度可被遂吟味候事

<sup>(第六条)</sup>  
一豊崎・豆酸崎両所遠見江被申付、疑敷船相見候歟又ハ境目を越申候繩船於有之ハ、急度其浦々船を出し遂吟味其浦江留置郡奉行所へ遂案内候様ニ可被申付候事

以上

辰七月九日 杉村頼母

<sup>(郡奉行)</sup>  
平田類右衛門殿

<sup>(同上)</sup>  
陶山庄右衛門殿

まず豆酸崎方面に関してだが、釣船・繩船が豆酸崎を越えて西目へ通行することが禁止され、対馬南端における西目・東目の境がこの豆酸崎であったことがわかる。以前から同様の通達は出ていたようだが、沖合のことで境目が不分明だったため、遠見番所からは標木を基準とし、漁船からは豆酸崎を見通して西海岸が見えないところまで、と具体的に明示して徹底を図っている。第三条で、陸近くで操業する鰯釣船は従来通り漁をしても良いが、遙か沖合で遠見番所から確認しがたい場所で操業する場合は、あらかじめ許可が必要であると規定されているから、この書付の主眼は後者の取締にあったと考えられる。いずれにしても、以後、豆酸崎を越えた西目通行禁止は幕末まで踏襲される。

次に豊崎方面に関してだが、これは第四条・第五条で規定されている。具体的に名指しされる豊崎郷西泊浦は、先述した陶山庄右衛門の調査地で、ここを拠点に操業する漁船が、豆酸崎同様、西目へ通行するのを防止するための規定である。具体的には西目・東目の境を、豊崎郷北方沖合の岩礁である南風ノ波瀬<sup>はえのはせ</sup>とし、具体的なランドマークを示すことで、これを越えて西目海へ通行することを禁止している。また、第五条には、西泊浦縄船出入改役に坂本五郎兵衛（比田勝村給人）が任じられたことが見えるが、これは陶山の報告を受けて、不時の出入りが多く下知人・肝煎のみでは不徹底になりがちだった縄船・釣船の監視のために特に派遣されたものである（西泊浦は東目なので、本来は西目持のように縄船奉行などが派遣される必要はなかった）。豆酸方面には同様の役人設置が見えないことから、朝鮮に近いこの方面の監視体制が特に重視されたことがうかがえる。

郡奉行所は、この坂本五郎兵衛の勤務規定を8月12日付で交付しているが、先の陶山の報告書における下知役・肝煎の業務を踏襲し、史料（五）の第五条に規定されているものとほぼ同内容であるため、ここでは掲げない。ただ、先に見た一昼二夜の操業に関しては、「如何程風なき候共一昼一夜<sup>ル</sup>永く沖ニ居不申様ニ被申付、若相背候ハ、其次第可被申登候事」とあって、例外なく禁止するという規制強化が打ち出されている。また、西目・東目の境界に関しても、史料（五）とは異なった規定が見えるので、この条文だけ掲げる。

史料（六）

一縄船之者共十月中比<sup>ル</sup>霜月十日比迄ハ地<sup>ル</sup>二三里之所泉浦之前<sup>ル</sup>琴崎之間ニ而釣いたす由ニ候、泉浦之前<sup>ル</sup>北之方ニ出候節ハ若宮崎と高麗山を見通し候所迄罷出、夫<sup>ル</sup>北江不罷越様ニ堅く被申付、若相背候ハ、其次第可被申登候、高麗山之遠見番所へ標木式本立置候間、式本之木見通し候目当<sup>ル</sup>北之方ニ縄船被越候ハ、遠見所之番人<sup>ル</sup>奉役へ申届ケ候得と申渡被置、遠見番<sup>ル</sup>奉役へ申届候節ハ五郎兵衛方ニ而遂僉議候様ニ可被仕候事

史料（五）では南風ノ波瀬が境となっていたが、ここでは「若宮崎」が新たな境界として登場する。泉浦沖合で操業する場合、若宮崎と高麗山を見通

せる場所から北へ通行を禁止し、高麗山の遠見番所では標木を基準に監視せよ、というものである。現行の地図に若宮崎の地名が見えないため、正確な場所は不明だが、先の陶山庄右衛門の報告書に「今度高<sup>(ママ)</sup>靈山之遠見番所ニ立ル標木弐本之見通しハ、申之方佐護郷棹尾崎之角ニ当り、寅之方豊崎郷若宮崎ニ当り、若宮崎ハ豊浦・泉浦之間ニ而、泉浦之方少く御座候事」とあるから、別掲の「地図」に大まかな位置を比定しておいた。高麗山～若宮崎のラインより北へ通行するなということ、それ以西にも行けないことを意味し、事実上の西目通行禁止地点がこの若宮崎になる。これ以前までは、西目との境は南風ノ波瀬だったのかも知れないが、この島は最も朝鮮に近かったから警戒され、若宮崎まで境界が下げられたのだろう。この規定を契機に、これ以後の史料では、東目は「若宮崎より豆酸崎まで」を指す海域として定着していく。

最後に、西目海の定義にも触れておく。先述の東目の定義でいけば、若宮崎～豆酸崎以西が西目となる。ただ、縄船・釣船に免許された西目持の海域は、必ずしもそうではなかった。宝永2（1705）年までの記録によれば、「伊奈崎より下」での西目持免許のみが確認でき、伊奈崎ではその北へ船が入り込まないよう、豆酸崎・若宮崎と同様の通行監視体制が取られていたことがわかる。つまり、伊奈崎～豆酸崎までの西海岸が西目持の漁場として設定され、伊奈崎～若宮崎の間は基本的に入漁禁止海域になっていたのである。いうまでもなく、この西目持から除外された対馬北西部沿海は、佐須奈関所などが存在する朝鮮へ最も近い地域であり、朝鮮への通行管理・潜商取締の意図が働いていたのは間違いない。

こうして釣船・縄船の西目持は、元禄12、13年頃に再開されたが、天和以前の比較的自由な操業ではなく、海域および据浦の指定と奉行などによる監視体制の強化徹底を条件としたものだった。そして、それ以外の東目持漁船に関しては、西目通行禁止が強化され、一切、西目から締め出された。対馬藩は、認可によって西目持漁船数を制限することで西目海の朝鮮国境を管理し、密貿易等を防止するとともに、その一方では漁税確保も期待できるとい

う海漁政策を確立することになった。こうした西目持規制の諸制度は、後年においても踏襲されているものが多いから、ほぼこの時期に原型を確立したと考えられる。

#### 4 近世後期における西目持の様相

この後、対馬藩の西目持規制は断続的に強化（禁止）と緩和を繰り返しつつ、時代が下るにしたがって徐々に緩和の方向に進んだ。特に、「東目持だけでは秋冬には北風がちで不漁となるため特別に西目持も免許する」という記事が、天明8（1788）年8月に見えるのを皮切りに、以後、この理由による西目持免許が恒常化していった。寛政期にはそれでも、西目持が「従来は基本的に禁止されていた」「容易に許可されないもの」とする認識が史料上からうかがえるが、こうした認識も時代と共に形骸化していったようだ。

こうして寛政期以降、西目持は出願すれば基本的に免許され、盛んに実施されるようになっていった。その意味で、長門国豊浦郡の漁民が、寛政～享和期に朝鮮近海への密漁を行い始めたとする伝承は、時期的な符号を見せる。

ただし、据浦や漁場となる海域の指定、操業期間の冬季限定、監視のための役人派遣といった、元禄期に確立された規制はそのまま踏襲されており、必ずしも野放し状態ではなかった。対馬藩は、朝鮮との国境管理・通行取締を徹底しつつ、西目での海漁振興によって財政収入増加を目論むという姿勢を保持し続けていた。

ここでは、寛政期の縄船・釣船漁の西目持が置かれていた状況をよく示す史料として、寛政11（1799）年の鰯釣船西目持免許に際し、現地に派遣された目付役・内野治左衛門に交付された「書付」を掲げておく<sup>23)</sup>。

覚

一先般塩浜取開方手当として新漁船拾艘入来、東目持之儀、六十人三木徳右

23) 対馬宗家・記録類Ⅲ船浦方番所関所26。年代に関しては記載がないが、韓国国史編纂委員会所蔵対馬島宗家文書（以下、「韓国宗家」と略記）記録類5486の史料によって比定した。

衛門依願被差免置候処、東目之儀ハ北風強難相持、依之西目拵御免之儀、此節願出被差免候、就夫釣揚之鰯五千本ハ徳右衛門令所務右塩浜取開方之入料ニ申付、其余ハ今般八郷土地開発被取行右御普請并養ひ之手当ニ被仰付、東西拵場、東ハ若宮崎より豆酛沖迄、西ハ久根沖ハ伊奈崎迄被差免候、西目之儀者朝鮮筋御行規方肝要之場所ニ付、其方儀御目付被仰付被差下候間、御行規方別而入念可被相勤事

- 一据浦之儀、久原・志多浦・小茂田江申付候間、西目泊浦江罷越候節ハ、其方茂漁船ハ罷越、於先々朝夕船之出入人数等嚴重相改、御行規方無緩様可被取計事
  - 一漁船東西往還之節者、吃度大船越瀬戸令通船度毎ニ在番江相届可罷通旨可被申付候、縦令風潮ニ被引候而茂豆酛崎乘通候儀者堅停止之旨可被申付置事
  - 一漁船西目相持候節、脇浦乗り不致様被申付、若風波等ニ而脇浦江乘候ハ、其所之村役人より船中相改、無別条釣揚之魚数何程と申数引合書付相渡候様、西目浦々役人江相達置候間、右之書付取帰候様可被申付置候事
  - 一釣揚之魚物、其方一々引合之印鑑を以、浜出運上差出候様、請負之者江申付候間、其旨被相心得、右魚数其節之引合印鑑被致御為宜可被取計事
  - 一据浦納屋場外、漁船之者猥ニ在家江罷越酒宴等之儀、堅停止之旨毎々被申付、博奕之儀者猶以心を被付、諸事猥ニ無之様嚴重ニ可被致下知事
  - 一田舎江酒持下候儀堅く停止之事候得共、漁船之儀者見計茂在之事故、御免之數ハ御郡奉行所ハ印鑑を以引合候様可被致事
  - 一其方宛行之儀者、一ヶ月ニ上下扶持外、銀參拾目ツ、請負之者より差出候様被仰付置候間、左様可被相心得事
- 右之條々被得其意御行規方嚴重可被取計候、若御行規方ニ関り候儀差掛たる節ハ、見計を以被取行、又不相伺候而難成事品ハ大目付中迄可被申越候、以上

(寛政11年)  
未

九月日

御郡支配

## 御勝手方支配

## 朝鮮御用支配

## 内野治左衛門殿

「新漁船」は寛政期に見え始める用語だが、運上・漁業税・漁獲物売却益などを特定の事業の財源に当てる目的で新たに雇い入れられた漁船を指す。特定の事業とは、史料に見える塩浜取開や八郷<sup>24)</sup>土地開発などで、この場合は、塩浜取開事業を請け負った六十人・三木徳右衛門が、その経費を新漁船による鰺釣漁収益から得ようという試みであった。この時期の対馬藩にとって、他国からの入漁による収入が大きな役割を果たしていたことがうかがえる。少々特殊な事例かも知れないが、基本的には釣船の西目持であり、規制の実態に関しては、注目すべき内容が多い。

まず西目持の出願理由に関しては、東目では北風が強いため持が難しいことが挙げられている。これは先述したように、天明期以降に西目持出願の常套文句と使用される様になり、藩もそれを余儀なき事として許可する場合がほとんどであった。ただ、単純に考えれば、秋冬には西目の方が北西の季節風をまともに受けたはずで、この理由にどれ程の現実味があったかは疑問である。この事例の場合、10月になっても西目へ通漁しなかったため、免許を取り消された事が別史料で判明するから<sup>25)</sup>、漁船の方にも差し迫った事情は感じられない。それでも取り敢えず出願すれば免許が交付されており、西目持規制形骸化の一端がうかがえる。

次に免許を得た海域であるが、東目については若宮崎～豆駝沖、西目については伊奈崎～久根沖であり、先に触れた西目・東目の定義とほぼ一致する。据浦に関しては、久原・志多浦・小茂田の西目の三浦が指定されているが、東目に関しては特に記載はない。これは、目付が西目持の監視を主目的に派遣されたことを示している。このため、その職務の重点も西目持の監視に置かれていた。この書付条文も、「西目泊浦」(西目での停泊港)での出入港検

24) 八郷とは対馬国を構成する八つの郷(郡)を意味し、対馬島の地方を指す。

25) 韓国宗家・記録類5486。

査の徹底、西目での脇浦乗の禁止・チェック体制強化など、ほとんどが西目での監視関係事項で占められている。

また、漁船東西往還の規定にも着目せねばならない。先に元禄・宝永期の記録から、若宮崎および豆酸崎が東目・西目の境界線であり、これより西へ通船することが禁じられていた状況を見た。その場合、西目持を免許された縄船・釣船はどうやって西目へ往来したのか、という疑問が生じる。この答えは本史料で明らかになる。すなわち、漁船が東目と西目を往来する場合は、対馬中部の浅茅湾と玄界灘を結ぶ運河・大船越瀬戸の通行を義務づけられていたのである。このことにより、西目持を行う全漁船は、その往来時に大船越在番によってチェックされる訳で、その管理上、極めて合理的なシステムが確立されていたといえる。

西目持が特に重点的に管理統制下におかれていた事実を考える際、注目すべきは傍線部の「西目之儀者朝鮮筋御行規方肝要之場所」という記述である。非常に抽象的表現ではあるが、西目海が朝鮮筋である関係上、厳格な規制下に置かれるべきであるという考え方である。この点は、史料の差出人に着目すれば、郡支配（地方支配）・勝手方支配（勘定方）と共に「朝鮮支配方」が名を連ねている点からもうかがえる<sup>26)</sup>。西目持規制が朝鮮との国境管理上、特別な取り扱いを必要としたことが改めて確認できる。

しかしながら、こうした西目持の規制や監視の体制も、寛政期以降は徐々に弛緩していくことになる。その最大の背景は、貿易不振で窮乏する対馬藩財政の中で、海漁振興による税収増加圧力が強まり、国境管理よりも藩財政再建が優先される事態が出現したことにあった。こうした傾向は、前掲の「新漁船」曳き下げに見られる如く、すでに寛政期から見られたが、それが本格化するのは、化政期からであった。特に文化10（1813）年に、海漁振興に関する通達が発せられて以降<sup>27)</sup>、この方向性は強まっていった。その一貫

26) この時期の朝鮮支配方の記録（韓国宗家・記録類5418）を見ると、朝鮮通交関係の記事に混じって、海漁関係では西目持関係記事のみが確認される。西目持規制が朝鮮との通交管理上の問題であったことが裏付けられる。

した方針は、対馬で最も有望な産業は海漁であり、他国漁船の積極的誘引と地元漁船の育成の二本柱でその振興を図り、もって財政補填を目論もうとするものであった。しかし、元来、百姓が漁事に深入りすることは農業をおろそかにすることにつながり、食糧確保面で好ましくないとする藩の認識の結果、必然的に前者、他国漁船の積極的誘引が海漁振興政策の核となっていた。

こうした中、本稿の主題である釣船・縄船漁の西目持についてはどういう状況になったのだろうか。残された史料から明確に指摘できるのは、化政期以降になると、年に十数艘～数十艘程度の規模による西目持の許可が恒常化したことが挙げられる。しかも、文政期以降は、秋～冬にかけて北風がちで前目持が不振である事を理由とするのみで、簡単に許可が与えられる傾向にあった。しかも、その大部分は、他国から曳き下げられた安芸・周防・長門・石見の旅漁船で占められている。ただ、ほとんどが10月中頃までと期間が限定され、伊奈崎以南に海域が指定され、なおかつその許可船数も無制限に増大はしていないから、必ずしも野放しだった訳ではない。それでも、以前の時代に比すれば、明らかに規制は緩やかになっていたといえる。

こうした傾向は、朝鮮への至近性の故に、かつては西目・東目に含まれず、事実上の禁漁区であった対馬北西部での漁業に対しても、この時期から入漁が認められるようになった事からもうかがえる。豊崎郷大浦・河内浦を据浦とする一本釣り漁船の入漁がそれである。これについては、六十人陶山庄作が曳き下げ、天保2（1831）年春から3年間の許可を得たが、天保3年3月に不手際で漁船が来島せず、この時点で一旦は中止となった<sup>27)</sup>。その後再び、天保7（1836）年8月に、六十人梅野武七が引き下げを申請し3年間の試験操業を許可されている。この際は、持場が「朝鮮往来之場所」であるため、漁船の者が作法を乱さないよう注意すること、横一文字の帆印・旗印を備えて朝鮮往還の船と紛らわしくないようにすること、据浦目付を派遣して監視

27) 対馬宗家・記録類Ⅱその他M海漁方10「海漁 郡奉行所」

28) 同右M海漁方2「海漁記録」

を徹底すること、などが特に指示されている<sup>29)</sup>。「朝鮮往来之場所」としての規制は、大浦・河内浦が朝鮮渡航の重要拠点であった鰐浦・佐須奈浦の間に位置しており、必然的にその漁場が朝鮮国への航路付近となった事から実施されたものである。ただ、従来は禁漁区であったこうした海域にまでも、他国漁船の入漁を認可すること自体、朝鮮との国境管理に優先して海漁振興に重点を置こうとしている対馬藩の姿勢を明確に示している。

同様の事例は、東目持に関しても確認できる。天保8（1837）年5月、対馬藩は東目持漁船に対して、向こう5年間、豊崎郷泉浦を据浦とすることを許可した。同浦は元来、沖合が好漁場のため据浦を望む漁船が多く、地元民もそれによる収益を期待して据浦化を歓迎していたが、従来は認められなかった。先述のように、東目持は比較的規制が緩く、持場（漁場）も豊村領若宮崎より豆酸崎までという広範囲に設定されていた。したがって、その据浦は、この海域内に設定されていたはずだが、実際には、北限を西泊浦に置いていた。東目持の海域に位置しながら、それより北に位置する泉浦は据浦から除外されてきたのである。その理由は、史料によれば、御関所間近のため締め方がよろしくない、というものであった。つまり、朝鮮往還の管理・統制に起因する措置であった。しかし、文化10年の海漁振興に関する布達では、従来の禁漁区でも徐々に入漁を許すとの方針が打ち出されており、今回はその方針に基づいて、特に許可されたものであった。無論、浦目付派遣など、チェック体制の強化が前提条件ではあったが、先述した大浦・河内浦の事例とほぼ同様の藩の姿勢の変化がうかがえる。

こうして化政期から天保期にかけて、西目持および対馬北西部の「朝鮮往来」での海漁について、その規制は徐々に弛緩していった。

化政期以降の海漁振興策は、西目持など朝鮮国境付近で操業する漁船だけでなく、東目における釣船・縄船漁にも新たな局面をもたらすことになった。例えば文政期以降、この種の他国漁船曳下げに当たる巖原の間屋・商人らに

29) 同右M海漁方2「海漁記録」

対し、藩が「仕入銀」貸与（入漁資金の前貸制度）を開始するなど、積極的な誘致策が講じられた。また、「元方曳」と称し、田舎の村々が城下の問屋商人を介さず、直に他国漁船を誘致して据浦する形態もこの頃から広範に普及している。こうして、釣船・縄船の他国からの入来は促進され、天保初年頃には「数百艘」という規模に達した。中でも、釣漁・延縄漁の餌として不可欠であり、なおかつ鰯の原料にもなる烏賊釣船の増大は著しく、天保2（1831）年には300艘、同9（1839）年にはついに500艘を越える数が対馬に入漁してきた。

また、船数の増大とともに、その担い手も変化していった。広範な地域からの入漁が奨励された結果、対馬漁業に独占的権益を有していた和泉国佐野方の勢力は、相対的にその比重を低下させた。文政期以降、かつて対馬の釣船・縄船の主力であった佐野船はほとんど姿を消し、逆に、地理的に近く、古くから入漁が見られた長門国豊浦郡の漁民は、その数を増大させた。また、安芸国・周防国・長門国（豊浦郡以外）・石見国など、新たな地域からの入漁も、化政期以降、急速に増加することになった。天保期以降に西目持を認可された漁船は、ほとんどがこれらの地域によって占められていた。

こうした状況は、一方で藩の漁税収入増加という好影響をもたらした反面、多くの問題を惹起することにもなった。その最たるものが、この時期から頻出してくる、他国漁船による違法行為の頻発であった。その一端を示す、天保2（1831）年の史料を次に掲げておく<sup>30)</sup>。

地方<sup>ノ</sup>罷渡候烏賊釣漁船御締方、且御国商人中江釣上ケ之内割方を以売渡方等之義ニ付、左之通去ル十二日書上を以委細申上候処、左之通御付紙を以被仰出

近年烏賊釣漁船多分入津仕、御国魚問屋中仕入ニ而曳下候ハ素リ、地方<sup>ノ</sup>元船曳<sup>(元方曳カ)</sup>ニ而入来候漁船多数之儀ニ有之、東日通り上者佐賀・志多賀浦<sup>ノ</sup>下モハ久田・尾浦・安神迄ニ据浦仕、御締方之義御嚴重ニ被仰付置候得共、数百

30) 郡奉行所毎日記三二七。

艘方々散在之儀ニ付相届兼、於沖合ハ猶以見通不相成義就而ハ兎角ニ御運上魚を抜かし候風聞有之、不安次第奉存候、右ニ付御勘定奉行中及御役談候ハ、御切迫之御時躰ニ御座候得ハ、風聞之通有之候而ハ大ニ御運上方ニ相拘り御作法不相立ハ勿論、御国損不輕義ニ付、御浦目付人数助勤ニ而御増被成、肝要之浦々ニ居込、何分御締方此上御嚴重ニ被仰付度（後略）

(天保二年)

八月十二日 御郡奉行所

御郡御支配

御付紙

役談被申出候趣尤ニ相見候ニ付、烏賊釣漁船逗留中、御浦目付三人助勤被仰付、御締方之義御浦目付中心付之通村々居込被仰付、南宝小浦阿須浦御締方ハ山田忠左衛門被仰付候、且亦府内浦御締方之義井野新八被仰付方被申出候得共、府内浦之義ハ久田村居込之御浦目付兼帯被仰付候

八月十九日

この史料は、他国より数百艘の規模で入漁している烏賊釣船の取締方法と、漁獲烏賊の二割を対馬商人へ売り渡すことを義務づける仕法に関して、郡奉行所が郡支配方に意見を上申し、これに対して郡支配方が付紙で指令を示したものである。ここでは、前者の烏賊釣り漁船取締に関する上申と付紙の部分を掲出した。「東目通り」と見えるように、東目持の、しかも烏賊釣漁船に限定された記事ではあるが、当時の釣船・縄船漁を巡る他国漁船の違法行為問題を端的に示している。

傍線部に注目されたい。これによれば、数百艘の漁船が方々に散在し、なおかつ釣船の特徴として沖合操業中は監視の目も十分でないため、嚴重な取締が行えない状況だったことがわかる。その結果、「運上魚を抜かす」様な不正行為の風聞が絶えない事態に陥っていたのである。これに対し、郡奉行所では監視と取締に当たる御浦目付の人数を増加することで、その徹底を図ろうとしている。「運上魚を抜かす」とは「抜荷」行為を指し、この場合は密貿易ではない。対馬では、釣船の漁獲物は据浦において厳密に把握され、これにたいして「(浜) 出運上」が課せられた。これは名目上は移出税、実

質的には漁業税に相当するもので、藩の釣船・縄船関係の税収の中核を占めるものであった。ところが、取締不徹底の間隙を縫って、脇浦に漁獲物を隠匿したり、あるいは沖合で他の運搬船に密かに積み替えたりすることにより、「出運上」を不正に免れ、他国に漁獲物を移出しようとする「抜荷」行為が、天保期以降、頻繁に発生していた。こうした事件はこの時期、かなり頻発していた様だが、記録に残るのはあくまでも摘発された事件に限定され、実態としてはもっと広範に見られたと思われる。この史料のように御浦目付が増員された後も、この状況は変わっていない。この様に、対馬藩の監視・取締能力は、他国漁船が数百総規模で入漁した結果、その能力に限界を来たし、結果的に取締体制に陥穽を生じさせる状況に立ち至っていたと考えられる。そして、史料上確認は出来ないけれども、西目持の漁船に関しても、同様の事態が生じていたであろう事は、十分に推測可能である。

こうした釣船・縄船の監視・統制の弛緩は、「逃船」と呼ばれる新たな抜荷行為をも惹起することになる。これは沖合で操業する釣船・縄船が、正規の手続きを経ずに勝手に本国へ帰国したり、対馬以外の他国へ入港したりして、据浦へ戻らず行方不明になってしまうものである。一種の漁船の逃散である。こうした行為は、不漁のため運上を支払うことを嫌って勝手に帰国、あるいは暴風によってやむなく他国へ漂流、などが原因であったとされている。しかし、対馬藩では、漁獲物に対する出運上納入を忌避するための抜荷行為ではないかとの疑惑も持っていて、その対策に頭を悩ませることになった。ただ、漁船が沖合で消息を絶つ訳であるから、こうした行為は、藩が最も問題視する抜荷行為だけでなく、朝鮮海密漁の可能性をも十分に内包するものだった。

この点に関して、天保4（1833）年9月の逃船の事例を挙げておこう<sup>31)</sup>。

科錢七百文ツ、

石州漁船々頭

松之允

又右衛門

31) 郡奉行所毎日記334, 対馬宗家・記録類Ⅱその他M海漁方2「海漁記録」。

右者町人阿比留屋好兵衛曳下ニ而鴨居瀬浦江令据浦居，先月末沖立之俣行方不相知段，及案内居候，然処去ル六日如据浦罷帰候付，右之行道田舎且於府内口問申付候処，去月廿九日鯛釣として令沖立候処，北風強吹立次第二波高二相成，船中色々出精いたし候得共御国地江難乗取不得止任風漂居，夜半比壱州勝本江令漂着候処，飯米等茂無之令難儀居候，折柄右好兵衛手船居合候付飯米・塩等貰受，釣揚之魚致塩切，去ル六日風勢穩ニ相成候付同所出帆，釣揚之魚物も有之候付直ニ如据浦乗入候段申出候，右様他国江漂流之節者府内浦江乗込，右之次第手筋江相届改を受候筈之処無其儀，国法を背不埒之者共ニ候，其上右兩人共是迄安岡船ニ而罷渡居候処，此節者石州漁船ニ而入来居候付，是又吟味ニ及候処，曳主の火急ニ罷下方申来候付，石州領之漁船借受罷渡候付石州船と相届恐入候段申出，旁以不届之者共ニ候得共，穴勝巧在而之仕業共不相見候付，当節迄者加用捨，右之通科料申付差免候，以来急度国法相守候様可被申付候，以上

九月十四日 (年寄中：筆者註)

船改頭役・佐役中

御勘定奉行所

御郡奉行所

事件の概要はこうである。巖原町人阿比留屋好兵衛が雇い入れ，東目の鴨居瀬浦を据浦として鯛釣漁を行っていた石見国漁船2艘が，8月29日に沖合で暴風に遭遇，そのまま行方不明となった。この2艘は，風に流されて壱岐国勝本浦へ漂着，そこで漁獲物の塩抜きなどの処置をした後，9月6日になって鴨居瀬浦に帰ってきた。対馬では，他国船（漁船も含む）の出入国は，すべて巖原城下・府内浦に寄港し，船改役の検査が義務づけられていた。今回のケースは，漂流はやむを得ないにしても，据浦に直接戻ったことが，「国法」違反に問われたのである。その上，調査の過程で，これらの漁船の乗組員は以前，長門国豊浦郡安岡浦の船として入漁していたことが判明し，石見国漁船という名義を詐称していた事実まで発覚してしまった。その結果，各船頭に対する処分は，科料として銭700文を課すことで決着している。

他国漁船の不正行為に対する処分は、重ければ本国へ追い返して以後入来差止めとなる場合があったから、これはそれほど重大な事件ではない。中には漂流したと称して壱岐や九州などで漁獲物を勝手に売却したり、あるいはこのまま対馬に戻らずに帰国してしまうなど、明らかに意図的な運上逃れの事例も少なくなかった。こうした場合、翌年以降、対馬出漁の道を絶たれる可能性が高かったから、恒常的に対馬出漁する漁民にとってはリスクが大きかった。しかし、このケースの場合は、漁獲物を律儀に対馬に持ち帰っており、そこが科料処分にとどまった要因であろう。ただ、これは無条件に漁民の供述を信じた場合の話である。この漁船は、沖合に出て約7日間、消息を絶っていた訳で、この間に何らかの不正行為を行っていないという確証はない。例えば、遭難と称して朝鮮海近辺で密漁していた可能性も否定は出来ないのである。

さらにこの漁船は、石州漁船の船及び名義を借りたもので、実際には安岡の漁民であった事になっている。ただ、事件に際して初めてこうした事実が発覚する状況からして、入漁漁船のチェック体制は甘いものだったようだ。つまり、船籍偽証がたやすく行われる環境が存在し、この漁民らも本当に安岡浦の者であったかさえ、疑わしいということになる。ということは、対馬入漁を差し止められる程の不正操業を行った漁民であっても、名義替えによってたやすく入漁が可能であった事がうかがえる。

ここで、先の朝鮮海密漁伝承を想起されたい。こうした伝承を有する地域として、長門国阿武郡玉江・鶴江、豊後国佐賀関があったが、これらの固有名詞は、実際のところ、対馬藩の郡奉行所毎日記や海漁関係記録に登場しない。ということは、これらの漁船は、ここで挙げたケースのような船籍偽証によって入漁していた可能性が十分考えられる。あくまでも推測の域を出ないが、長門国阿武郡は、同国豊浦郡と石見国の中間に位置しており、このケースの漁船が玉江や鶴江の漁船であった事もありうるのである。

以上の様な事例を見た場合、長門玉江浦、豊後佐賀関、安芸釣船などの朝鮮海密漁が天保期頃から盛んになるという伝承に、ある程度の状況証拠がう

かがえ、その信憑性が裏付けられる。海漁振興策にともなう他国漁船数の増加と、監視統制体制の限界と統制弛緩、その結果としての不正行為の頻発といった流れの中で、天保期以降、朝鮮海密漁行為を行いうる状況は、確かに存在していたのである。

## 5 おわりに

以上、本稿は、対馬藩の釣船・縄船漁に主たる視点を置き、それとの関係の中で、朝鮮との国境管理の在り方について考察した。

対馬藩では、朝鮮との通交管理・統制と、他国漁船に依存した漁業という、相矛盾する要素を、少なくとも近世中期までの対馬藩は明確に意識し、実効を挙げる体制を構築していた。それこそが西目持規制であった。宝永期までの西目持を見れば、明らかに対馬藩の朝鮮貿易・朝鮮通交体制と、密接不可分の形で、西目持規制は機能していた。しかし、近世後期になると、海漁関係の税収が藩財政に少なからぬ比重を占める様になり、結果として、他国漁船入漁増大と国境管理体制の弛緩という事態を招来した。こうして、西目持規制などの国境管理体制は形骸化し、伝承としてしか確認できない朝鮮海密漁が、状況的に信憑性を有する事実が明らかになった。

ただ、本稿を終えて、まず断って置かねばならないのは、その多くが「推測」の域を出ていない点である。密漁と越境行為という、発覚しなければ公の史料に残らない事象を、ここでは多くの状況証拠の積み上げの中で考察した。その意味で、本稿における実証作業は、必ずしも十分ではない。こうした点に関して、今後に残された課題は多大である事を肝に銘じて、まず稿を終えたい。

【付記】本稿は、財団法人和銀行アジア・オセアニア財団による国際交流活動助成（代表・池内敏「近世東アジア海域における越境行為と民間交流」）および、文部科学省科学研究補助金・基盤研究(C)(2)「近世西日本における他国出漁史の研究」（課題番号13610387）による研究成果の一部である。

